

西田遺跡

朝倉玉村線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

1996

前橋市埋蔵文化財発掘調査団



柏川村出土文化財管理センター

はじめに

「水と緑のまち」これは関東平野の北西部に位置する群馬県都前橋市のキャッチフレーズです。

本市は、恵まれた利根川の水や赤城南麓の豊かな自然と調和を図りながら、更に、福祉・教育・文化の整備、拡充の施策を進めるべく、工業団地、住宅団地の造成、あるいは道路の整備等を進めています。

西田遺跡は朝倉玉村線道路改良工事に伴う発掘調査で、平安時代末期の浅間山噴火に伴う軽石に埋没した水田址を検出しました。



Fig. 1 位置図

近年、この時代では本遺跡近くの公田・池尻遺跡にも見られるように条理制水田を研究するうえで貴重な資料を得る例が多くなっています。本調査でも、調査範囲が狭いながらもいわゆる「坪塙畔」を推定できそうな資料を得られたなど、貴重な成果を収めることができました。

本報告書が研究や学習等に役立てられれば幸いです。

最後に、この調査報告書を刊行するにあたり、街路譜を始め、冬の寒さの中で調査でお世話になった作業員さん、あるいは多くの関係機関の方々の御理解と御協力を得たことに対し厚く御礼申し上げます。

平成8年3月25日

前橋市埋蔵文化財発掘調査団

団長 大谷輝治

目 次

はじめに

例 書

本 文

I 調査に至る経緯	3
II 遺跡の位置と環境	3
III 発掘調査の方法と経過	4
IV 基本層序	4
V 遺跡の概要	5
VIまとめ	8

挿 図

Fig. 1 位置図	1	Fig. 2 西田遺跡周辺図	3
Fig. 3 基本土層図	4	Fig. 4 遺跡全体図	5
Fig. 5 A・B区全体図	6	Fig. 6 C・D区全体図	7
Fig. 7 道路状遺構セクション	7	Fig. 8 西田遺跡と周辺の地形	9

写 真

P L. 1 土層断面	4	P L. 2 遺跡全景	5	P L. 3 A区全景	6
P L. 4 筋状カクラン	7	P L. 5 道路状遺構	7		

表

Tab. 1 条里模式図	8
--------------	---

抄 錄

例 言

1. 本報告書は、朝倉 E村線道路改良工事に係る西田遺跡発掘調査報告書である。

2. 本遺跡の略称は 7 G10 である。

3. 調査主体は、前橋市埋蔵文化財発掘調査團である。

4. 発掘調査の要項は次のとおりである。

調査場所 群馬県前橋市鶴光路町305番地他13筆

発掘調査期間 平成 7年11月13日～平成 7年12月 8日

整理・報告書作成期間 平成 7年12月12日～平成 8年 3月25日

発掘・整理担当者 犬野吉弘・佐藤則和（前橋市埋蔵文化財発掘調査團調査係）

4. 本書の原稿執筆・編集は犬野・佐藤が行った。

5. 発掘調査・整理作業にかかわった方々は次のとおりである。（順不同）

阿部シゲ子 阿部こう 井野大造 岡田カツ子 落合高男 落合忠雄 鹿沼国藏 神澤とし江

喜楽トヨ 桐谷秀子 桜井弘 佐野勝次郎 下山清保 田口桂子 中村新太郎 奈良岩雄

堀越晴子 矢島アイ子 柳井晶子

I 調査に至る経緯

本遺跡の発掘調査に関して、平成6年4月6日付で街路課より鶴光路町地内の都市計画道路朝倉玉村線道路改良工事に伴う埋蔵文化財試掘調査依頼が前橋市教育委員会に提出された。これを受け、同年12月8日教育委員会文化財保護課で試掘調査を実施したところ、本調査地は遺跡地であることが判明した。そこで、街路課と協議・調整を行い、7年10月18日、前橋市長より前橋市教育委員会あてに本発掘調査の依頼がなされた。前橋市教育委員会が組織する前橋市埋蔵文化財発掘調査団はこれを受諾し、11月10日両者の間で本発掘調査の委託契約を締結、11月13日、現地での発掘調査を開始するに至った。なお、遺跡名称『西田遺跡』の『西田』は旧地籍の小字名を採用している。

II 遺跡の位置と環境

西田遺跡は、前橋市街から南へ約7kmの鶴光路町305番地他13筆に所在する。本遺跡の南方1.5kmには利根川が北西から南東に流れ、対岸は玉村町と隣接する。遺跡地周辺の地形はほぼ平坦で、現在も水田が広がっている。今回の調査の原因である朝倉玉村線は、本遺跡地付近に建設予定である北関東自動車道の前橋南インターチェンジとのアクセス道路として、前橋市街からインターを通り、利根川を渡って玉村にぬける計画である。本遺跡付近には公田・池尻遺跡、東田遺跡などが存在する。

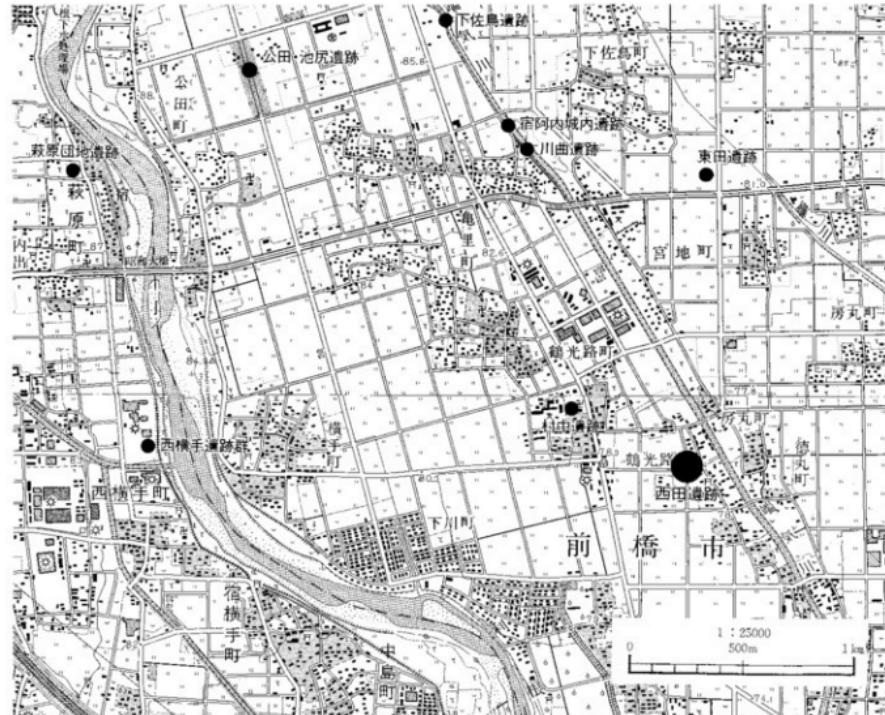


Fig. 2 西田遺跡周辺図

III 発掘調査の方法と経過

1 方法

委託された調査箇所は、幅約26mの計画道路部分である。しかし、調査範囲内を東西・南北に幅4mの現道が交差しているため、現道を境にA区、B区、C区、D区の4調査区に区分した。総面積は、2500m²である。グリッドについては、4mピッチで西から東へX1、X2、X3・・・・・X15で表し、北から南へY1、Y2、Y3・・・・・Y50、と番付し、グリッドの呼称は北西杭の名称を使用した。なお、X10・Y5の国家座標は、第系のY=-65,400m、X=+37,000mである。また調査は表土掘削・遺構確認・杭打ち・遺構掘り下げ・遺構精査・全景写真・遺跡全体測量の順に行つた。図面作成は平板・簡易通り方測量で行い、主要な畦畔の断面等はスケール1/20で、遺構全体図はスケール1/40で作成した。

2 経過

平成7年11月13日、B区を皮切りにA、D、C区の順に重機による表土掘削を開始。現耕作土を20~30cm掘り下げたところで、層厚1~4cmの浅間B軽石層、その下に平安時代の水田耕作土が現れた。その後、遺構精査を順調に進め、11月末にはA、C区を縦断する南北畦畔1本と東西畦畔10本、それらの畦畔から構成される約30枚の水田、A区を東西に横切る道路状遺構2本を検出することができた。そして、12月に入りハイライダーによる全体写真撮影、遺跡全体測量を行い、12月8日に全工程を終了した。

IV 基本層序

本遺跡地内の地層の堆積はFig. 3のとおりである。

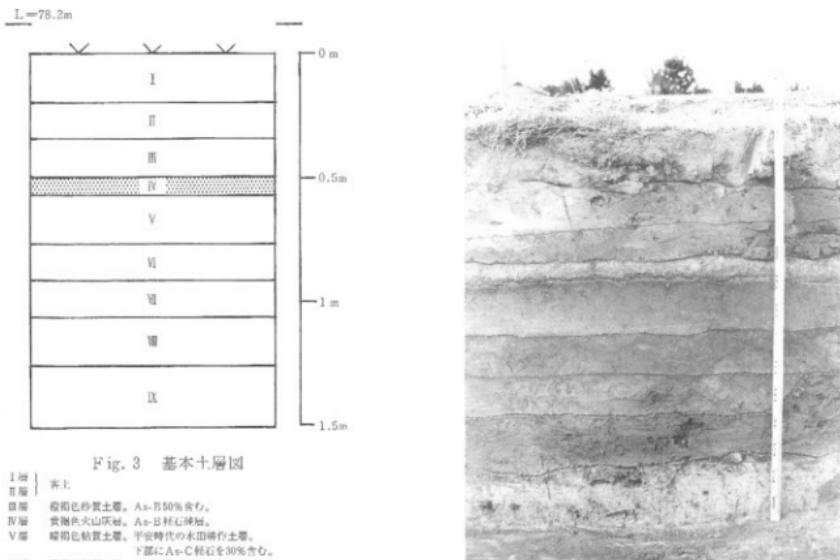


Fig. 3 基本土層図

- I 層 表土
II 層 砂質土層。Aa-B50%含む。
III 層 火山灰層。Aa-B軽石層。
IV 層 粘土質土層。平安時代の水田耕作土層。
V 層 黒褐色粘土層。下部にAa-C軽石を30%含む。
VI 層 黑褐色粘土層。Aa-C輕石を30%含む。
VII 層 黑褐色粘土層。部分的にオレンジ色の鉄分凝結塊入。
VIII 層 黑褐色粘土層。
IX 層 白灰色軽石層。

P.L. 1 土層断面

V 遺跡の概要

西田遺跡は平安時代末期（天仁元年・1108年）の浅間山噴火に伴う軽石（A・B軽石）で埋没した水田址である。水田遺構面は現耕作土下約20~30cmにあり、それを層厚1~4cmのA・B軽石純層が覆っていた。検出された水田と畦畔の遺存状況は全体的に悪く、A区を除き後世のカクランによって著しく損なわれていた。特にB、C、D区では全面にわたり、幅約2~4cm、深さ約2cmの筋状の割みが約1mの等間隔で多数刻まれていた。（P.L.4）

検出された畦畔は東西畦畔が10本、A区からC区にかけての南北畦畔が1本の合計11本であった。各畦畔の走行する方向は東西・南北の方位にはほぼ合致している。畦畔の構造は下幅40~50cm、水田面からの高さ2~4cm、断面形は、偏平な台形状またはカマゴコ型に近い形状を呈しており、同時代の水田址と比較すると、若干圧縮され、偏平な形状に変形していると思われる。

水田は27枚検出された。調査区が南北に細長いため、四方で畦畔に囲まれた完全な形のものはなかったが、遺跡全体園からはほとんどの水田が東西に細長い形であることが想定される。水田面はやや凹凸がみられ、比較的残りのよ



P.L. 2 遺跡全景



Fig. 4 遺跡全体図

いA区では人間の足跡と思われる部分も確認されたが、歩行の筋道をたどるまでにはいたらなかった。

水口については、本遺跡の場合、明瞭な形で検出することはできなかった。これはほとんどの畦畔が半偏な形状でしか確認できなかったことにもよるが、各水田への給水方法自体が標高の高い北側の水田が溝水になった後、東西畦畔をオーバーフローし、順次南側下流の水田へ流れ込むという「かけ流し」の方法をとっていたとも考えられる。

A区の中央部からはAs-B軽石を踏み固めた幅約80~100cmの微高地とその両サイドに幅約30~70cmの溝が検出された。(Fig. 7, P.L. 5) この遺構は微高地部分を道路として利用した道路状遺構、あるいは微高地部分を畑として利用した島畑と想定される。構築時期はAs-B軽石降下以後と位置づけられるが、仮に水田址と同時期から使用されていたものであれば、南側の溝部分は水田への給水路として使用された可能性も否定できない。



P.L. 3 A区全景

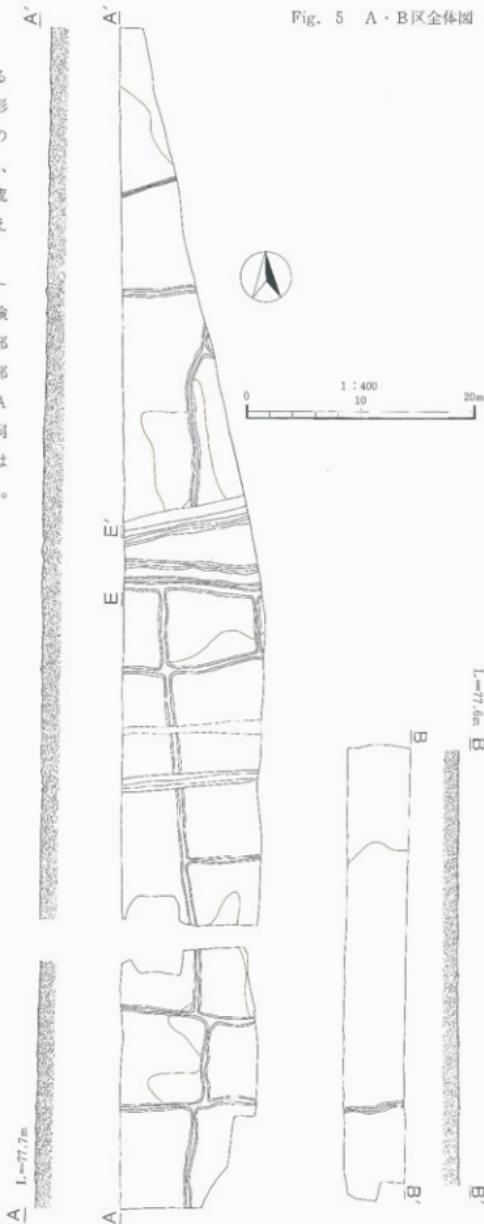


Fig. 5 A・B区全体図



P L . 4 筋状カクラン



P L . 5 道路状造構

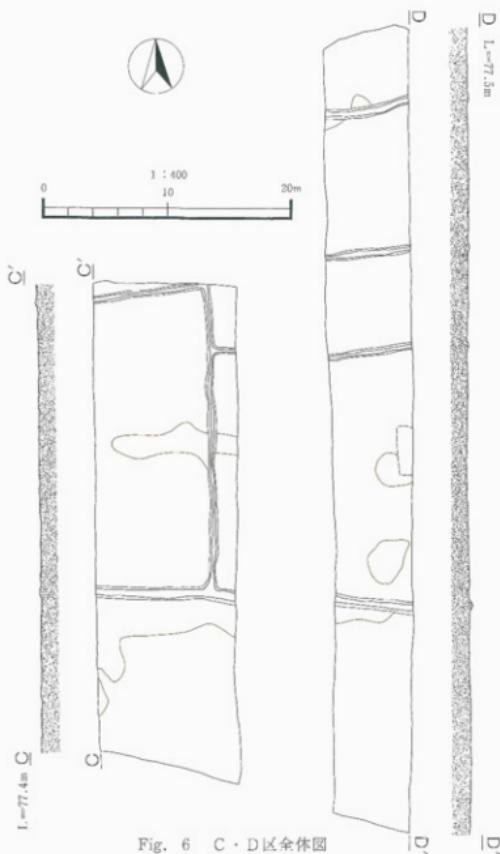


Fig. 7 道路状造構セクション

- I 層 客土
- II 層 橙褐色砂質土層。As-B 50% 含む。
- III 層 黄褐色火山灰層。As-B 軽石純層。
- IV 層 暗褐色粘質上層。平安時代の水田耕作土層。
下部に As-C 軽石を 30% 含む。
- As-B 軽石が踏み固められていた部分。

VI まとめ

本調査の結果、西田遺跡からは、1108年（天仁元年）の浅間山噴火に伴う浅間A-s-B軒石に埋没した平安時代末期の水田（平安水田・B水田と呼ぶ）27枚を検出することができた。調査範囲が狭く、四方を畦畔で囲まれた完全な形の水田が検出できなかったが、各水田の規模は下記の水田計測表のとおりである。

この時期の水田址の調査研究では「条里制」という観点から考察する必要があろう。条里制とは飛鳥・奈良時代以降推進された律令制に基づく土地制度あるいは上地区割りと答えよう。制度そのものについてはまだ不明な点が多いが、その基本的な土地区割り方法は1町（約109m）方格の面積（1坪）を基準に南北方向の列6町（約654m）を1条、東西方向の列6町を1里と呼ぶ。多くの場合、北から1条・2条…、西から1里・2里…とつけられ、一番北西は「1条1里」というようにつける。Tab. 1) そして、1坪の境として大畦畔が使われておらず、使用目的から坪境畦畔とも呼ばれている。B軒石下の水田址発掘に際しては特にこの大畦畔（坪境畦畔）とその交点（坪交点・条里交点）の検出が条里水田の指標とされている。

そこで、本遺跡と条里制との関連であるが、前述したように完全な形の水田が検出できなかったため、坪境畦畔による条里制上地区割りは明確に確認できなかった。しかし、C、D区南部から検出された東西南北に走る畦畔（幅100~110cm）は本遺跡の畦畔（幅40~50cm）の中では比較的大きく、他の同時代の水田址から考えると坪境畦畔の可能性がある。そして、A区から検出された道路状遺構についても、幅80~100cmと大きく、さらに道路状遺構を境に北側と南側とで水田の形態が若干異なっており、この遺構も坪境としての役割をもっていた可能性がある。

また、条里制による土地区割りは現代に至るまで多少改編されながらも受け継がれているケースが多く見られる。特に坪境となる畦畔・交点は土地へ削り上重要なため受け継がれるケースが多い。本遺跡周辺は土地改良による区画整理がおこなわれたため、条里制による土地区割りが受け継がれているかは定かではないが、調査区内の畦畔が現在の土地境界線と偶然にも合致する部分が見られる。(Fig. 8)

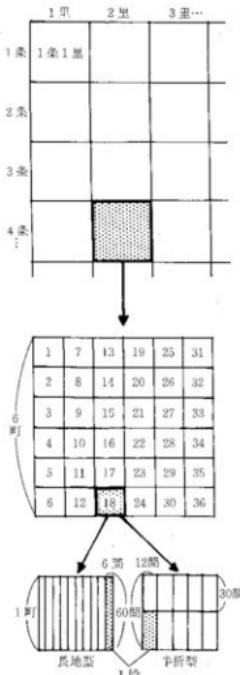
さらに本遺跡の北西2kmにある椿島・川端・公田・池尻・公田東遺跡からは条里制上地区割りと想定される同時代の水田址が検出されている。

以上の点から本遺跡周辺において条里制土地区割りによる水田が展開されていたと断定はできないが、展開されていた可能性も考えられる。

本遺跡周辺は来年度以降、北関東自動車道の建設に伴う調査が行われる予定があるので、今後の調査により本遺跡周辺の条里制上地区割りによる水田址の全容が解明されることを期待したい。

参考文献

『群馬県史 通史編2』 群馬県



Tab. 1 条里模式図

水田計測表

番号	北幅 m	東幅 m	西幅 m	南幅 m	北幅 m	状
1	(48.3)	—	—	(6.5)	—	不規則
2	(40.5)	(17.6)	—	(10.4)	(6.5)	不規則
3	—	(1.8)	(2.0)	(1.8)	(1.8)	不規則
4	(35.5)	—	(14.2)	(4.6)	(9.2)	不規則
5	(21.8)	7.6	—	(3.9)	(3.2)	不規則
6	44.1	3.4	7.6	3.4	3.3	不規則
7	23.7	3.4	2.6	3.4	3.3	不規則
8	(103.0)	23.0	—	(6.7)	(4.0)	不規則
9	(117.6)	—	(7.2)	(6.6)	(6.7)	不規則
10	(32.8)	—	(6.0)	—	(6.6)	不規則
11	(16.9)	(8.8)	—	(6.7)	—	不規則
12	(26.4)	—	(5.8)	(6.4)	—	不規則
13	(56.8)	7.6	—	(7.4)	(8.1)	不規則
14	(30.2)	—	7.6	(4.9)	(4.9)	不規則
15	60.0	(8.9)	—	(6.5)	(6.5)	不規則
16	(25.7)	—	(8.9)	—	(6.6)	不規則
17	(39.1)	—	—	—	(5.3)	不規則
18	(22.8)	—	—	(9.1)	—	不規則
19	(226.8)	25.3	—	(5.2)	(9.3)	不規則
20	(9.9)	—	(5.8)	(1.9)	—	不規則
21	(31.9)	—	19.9	(2.1)	(1.9)	不規則
22	(12.9)	—	—	—	(11.1)	不規則
23	(41.6)	—	—	(6.8)	—	不規則
24	(75.3)	—	—	(6.9)	(6.8)	不規則
25	(52.2)	—	—	(6.8)	(6.9)	不規則
26	(12.9)	—	—	(6.4)	(6.4)	不規則
27	(9.9)	—	—	—	(6.4)	不規則

表の記載は以下の基準で行った。

1 畦の大きさは、1/100の面積における両辺の芯の距離。

2 木に置かれた場合は、1/100の面積上でプランメーター（ヨークルヘルス・レンズ式）による3回測定の平均値（小数点第2位は四捨五入）。

3 面積における()内の数値は面積値である。

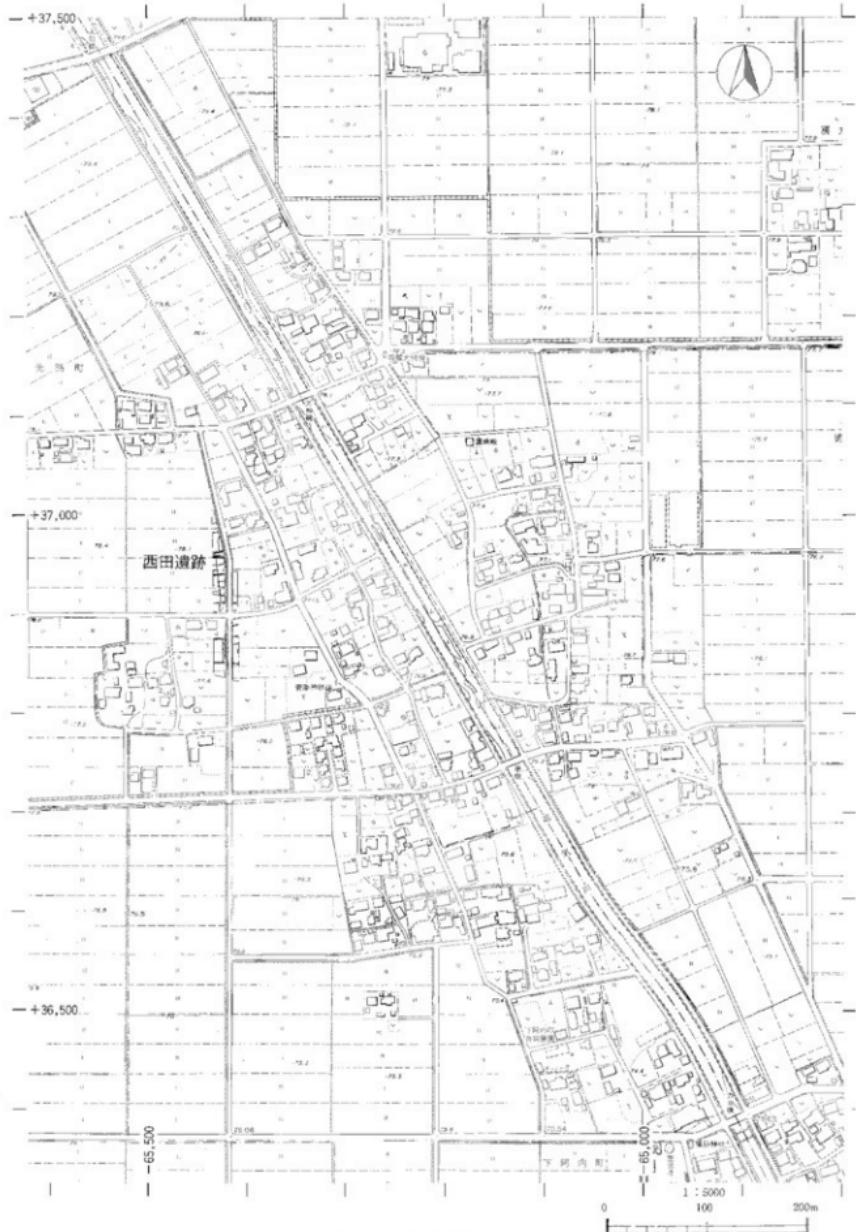


Fig. 8 西田遺跡と周辺の地形

抄 錄

フリガナ	ニシダイセキ
書名	西田遺跡
副書名	朝倉玉村線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	狩野吉弘 佐藤則和
編集機関	前橋市埋蔵文化財発掘調査団
編集機関所在地	〒371 群馬県前橋市上泉町664-4
発行年月日	西暦1996年3月25日

フリガナ 所取遺跡名	フリガナ 所 在 地	コード		位 置		調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号	北 緯	東 經			
ニシダ 西田	マエバシツルコウジマチ 前橋市鶴光路町	10201	7G10	36° 19' 50"	139° 6' 16"	19951113 19951208	2,500m ²	朝倉玉村線 道路改良工事

所取遺跡名	種 别	主な時代	主な遺構	主な遺物	特 記 事 項
西田	水田址	平安時代	水田址 27枚	なし	

西田遺跡

1996年3月20日 印刷

1996年3月24日 発行

編集・発行 前橋埋蔵文化財発掘調査団

前橋市上泉町664-4

T E L 0272-31-9531

印 刷 松本印刷工業株式会社

前橋市紅葉町一丁目12-3

